

## ⑧区有施設運営

### 利用の中止等と区民への周知等

#### ● 国・都の動向等を踏まえた施設運営等【危機管理課】

- ・区有施設での感染拡大防止を図るため、区対策本部会議において、国・都の動向等を踏まえ区有施設の利用制限等を決定し、区ホームページや施設への掲示等により、区民に周知するとともに議会への情報提供を実施

#### 【主な施設利用制限等の変遷】

開始日	区の対応
2年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省からの要請に基づき、国が国立の博物館、美術館及び劇場を順次閉館</li> <li>・都が一部の都立スポーツ施設の個人使用を中止するとともに、都立博物館及び美術館を閉館（区立図書館の一部サービスも中止）</li> </ul>
2年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用中止（区立屋内スポーツ施設及び区立博物館等の中止、以降対象施設拡大）</li> </ul>
2年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都知事の記者会見での都民への自粛発言等を踏まえ、区立施設の団体利用等の自粛を要請</li> </ul>
2年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用再開（定員半分以下等の利用制限を設定）</li> <li>・業種ごとに策定する「感染拡大予防ガイドライン」に則り運営</li> </ul>
3年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時以降の時間帯の新規予約中止</li> <li>・個人利用施設等は20時までに閉館</li> <li>・区外宿泊施設の新規予約中止</li> </ul>
3年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時以降の時間帯の既予約分の利用自粛要請</li> <li>・区外宿泊施設の宿泊予約者への利用自粛要請</li> </ul>
3年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有観客利用の自粛要請（新宿文化センター・区民ホール）</li> </ul>
3年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用中止（区立屋内スポーツ施設及び区立博物館等）</li> </ul>
3年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用中止施設の追加（屋外スポーツ施設）</li> <li>・20時まで収容率50%以下とし、20時以降の時間帯の新規予約中止、既予約分の利用自粛要請（新宿文化センター・区民ホール）</li> </ul>

3年6月1日	・20時以降の時間帯の新規予約中止、既予約分の利用自粛要請
3年10月1日	・区外宿泊施設の新規予約中止等の利用制限解除 ・利用者へ「基本的な感染防止策を徹底すること」を要請
3年10月25日	・20時までの利用制限を廃止 ・「業種別ガイドライン」を遵守して運営 ・利用者へ「基本的な感染防止策を徹底すること」を要請
4年1月21日	・区外宿泊施設の新規予約中止、既予約分の利用自粛要請
4年3月22日	・区外宿泊施設の新規予約中止等の利用制限解除
5年3月13日	・利用者へ「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を呼びかけ
5類感染症移行後	・「業種別ガイドライン」は廃止 ・「手指消毒液の設置」、「換気」等の感染対策を実施して運営

●緊急事態宣言解除後のイベントの中止及び区施設の利用中止等の取扱い【危機管理課】

- ・2年5月25日の緊急事態宣言解除を受け、第31回区対策本部会議において、区では6月末までを「コロナ警戒期間」として、引き続き原則として区主催のイベント等及び区施設の利用を中止とする一方、国・都が示す「業種別ガイドライン」等を参考にしながら、施設ごとの特性を踏まえた感染リスクの分析を行い、課題の抽出と対応策を検討した上で施設を利用再開することを決定

●施設種別毎の感染リスク分析及び利用再開等の決定【地域コミュニティ課】

- ・2年5月下旬から6月初旬までの間、地域振興部が作成したフォーマットによるリスク分析により「利用再開に向けた施設種別毎の検討」を実施、「施設管理者の実施する主な安全対策と利用者への協力要請事項」を整理し、施設の利用再開時期及び再開方法を決定
- ・第32回区対策本部会議で2年6月16日からの区立博物館、記念館の再開決定以降、順次利用を再開（第33回区対策本部会議で2年7月1日から屋外スポーツ施設の利用再開等）
- ・第35回区対策本部会議で集会施設等区有施設の利用再開について決定
- ・各施設の利用再開にあたり、感染拡大防止を図るため、利用制限を講じて運営

## 【利用再開に向けた施設種別毎の検討事項】

検討事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用実態を踏まえた、感染リスクの評価 (屋外・屋内、密集度合、密閉度合、接触機会等を勘案しリスクの高い場所を特定)</li> <li>感染リスクを含む運営上の課題の洗い出し</li> <li>課題の具体的な対応策（例えば、利用の入れ替え時に消毒をするとすれば、誰が何を使ってどのように、どのくらいの時間で消毒をするかなど）</li> <li>再開時の段取り（再開周知の方法、利用申請受付方法など）</li> </ul>
利用再開時期の決定
<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果をもとに、区対策本部会議にて各施設の利用再開時期を決定</li> </ul>

## 【主な施設管理者の対策と利用者への要請事項】

施設管理者が実施する対策	利用者への協力要請事項
・職員のマスク着用、検温や体調管理の徹底、受付窓口への消毒アルコール、ビニールカーテン等設置	・利用前チェックリスト提出、マスク着用・検温・体調管理の徹底、消毒液による手指消毒又は石鹼等による手洗いの徹底
・机・イスの数量減、換気の徹底、玩具等の貸出中止	・机・イス等の原状回復、窓開け換気の際、近隣への音量の配慮の徹底
・イス、ドアノブ、スイッチ、受話器、貸出備品等の消毒、各貸出室への清掃・消毒用具の設置	・感染等発生時における、施設管理者への報告及び利用団体構成員への連絡
・利用者への手洗いの励行、咳工チケット、マスク着用、社会的距離の確保等の注意事項周知（掲示・放送・Web）等	・利用時、業種別ガイドラインの遵守 等

## 【主な利用制限等】

制限等	概要	対象施設	期間
定員制限	・国が示す 2m 以上のソーシャルディスタンスを確保するため、定員を制限し、席と席の間隔を確保	各施設	2年7/5～ 3年9/30

夜間帯の利用制限	・3年1月8日の緊急事態宣言を受け、20時以降の時間帯を含むコマの新規予約の中止及び利用自粛の要請	各施設	3年1/5～10/24
市松模様の予約受付	・利用コマ間の時間が短いことから消毒時間を確保するため、利用後の次のコマの予約受付を中止	地域センター	2年7/15～3年3/31
貸出物品の利用中止	・対面による飛沫感染を防止するため、囲碁、将棋、麻雀等の物品貸出を中止	地域センター 生涯学習館 保養施設 等	2年7/15～3年9/30
付帯設備の利用中止	・接触や飛沫感染を防止するため、シャワー室の利用を中止	屋内スポーツ施設 ホール 等	2年7/15～3年9/30
	・更衣室の利用の自粛要請、ロッカーの一部を閉鎖	屋内スポーツ施設 等	2年7/15～3年9/30
	・冷水器の使用中止	屋内スポーツ施設 等	2年7/15～3年9/30
	・3年4月23日の緊急事態宣言を受け、飛沫感染を防止するため、カラオケ設備の利用を中止	地域センター 生涯学習館 保養施設 等	3年4/27～10/24
日帰り利用の中止	・施設利用者数の制限のため、日帰り入浴やランチ利用等を中止	保養施設 等	2年3/19～3年10/25
食事提供方式の変更	・接触や飛沫による感染を防止するため、朝食をビュッフェ方式から配膳方式へ変更	保養施設 等	2年3/7～3年11/10

● 施設利用時の「利用前チェックリスト」の確認【地域コミュニティ課】

- ・感染拡大防止や感染経路等を把握し感染拡大防止を図るため、利用再開にあわせて各施設共通の対応として施設利用者（利用団体）より、「利用前チェックリスト」の提出を受け、緊急時の連絡先等を確認
- ・感染拡大防止と社会経済活動の両立についての国の方針や「業種別ガイドライン」の改訂を踏まえ、4年11月から「利用前チェックリスト」を廃止

## 【チェックリストの項目】

連絡先等
・使用日時　・使用した部屋　・利用団体名　・代表者氏名　・メールアドレス　・電話番号
体調等について（過去14日以内の状況）
・発熱（37.5度以上または平熱比1度超過）、咳、咽頭痛の症状があった（ある）人はいない
・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人はいない
・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない
利用について
・利用者全員（不特定多数の参加者等も含む）の氏名・連絡先・住所を把握しており、緊急時に連絡ができる
・事前に参加者等に施設利用における注意事項の周知はできている
・利用終了後2週間以内に、新型コロナウイルスを発症した場合は、施設管理者に対して速やかに連絡する
・利用者全員、マスクの着用及び咳エチケットを徹底する（ただし、熱中症には十分気を付ける）
・利用者同士の距離をできるだけ2m（最低1m）程度空け、手の届く距離に集まらないよう配慮する
・利用前後には、手洗い、手指の消毒を行う
・近距離、対面での会話などの活動は控える
・休憩時間（5分～10分程度）を設定し、窓や出入口扉の開放等による換気を行う
・机・椅子以外の物品を使用する場合は、受付窓口に申し出る
・部屋の定員の半分以下の人数で、利用する

## ● 業種別ガイドラインを遵守した施設運営【危機管理課】

- ・3年10月25日からの都の「基本的対策徹底期間における対応」を踏まえ、第66回区対策本部会議において、10月25日からは「施設管理者の実施する主な安全対策と利用者への協力要請事項」を撤廃し、区施設については各業界団体が作成する「業種別ガイドライン」を遵守し、運営する方針に変更を決定

● 指定管理施設の臨時休館及びイベントの中止等への対応【行政管理課】

- ・指定管理者の経営努力によらない収入減への対応として、2年2月22日以降、新型コロナウイルス感染対策により指定管理施設を臨時休館した場合及び、自主事業を除く指定管理者主催のイベントの中止等による利用料金収入の減少分を、指定管理料の増額により対応
- ・2年2月22日以降、利用者が新型コロナウイルスを理由に施設の予約を取消す場合について、利用料金を徴収せず、既に徴収している場合には全額返還することを決定

### 公園施設等の利用制限【みどり公園課／ごみ減量リサイクル課】

- ・区対策本部会議決定に基づき、区立公園において、利用自粛要請・利用中止及び感染拡大防止対策等の呼びかけを実施

時期	内容
2年3/28～4/7（第18回） 3年1/8～9/30（第47回）	・利用自粛要請
2年4/8～6/30 (第19回、第21回、第25回、 第31回)	・イベント等利用中止及びスポーツ等の団体利用の自粛
2年7/1～3年1/7（第33回）	・感染拡大防止対策の実施要請
3年4/29、5/1～5/5	・職員による広報活動の実施 (主要公園13公園：落合公園、西落合公園、おとめ山公園、落合中央公園、百人町ふれあい公園、北柏木公園、西戸山公園、白銀公園、三栄公園、鶴巻南公園、甘泉園公園、みなみもと町公園、富久さくら公園)



利用自粛要請・利用中止及び感染拡大防止対策等の呼びかけ

- ・区対策本部会議決定に基づき、区立公園における感染拡大防止対策として親水施設の運転を中止

時期	対象公園
2年4月下旬～10月下旬（第31回）	みなみもと町公園、富久さくら公園、新宿公園、延寿東流庭園、白銀公園、戸山東公園、神田上水公園、北柏木公園、藤兵衛公園、下落合公園、高田馬場公園、百人町ふれあい公園 計12公園
3年4月下旬～10月下旬（第59回）	

- ・緊急事態宣言の発出を受けた感染拡大防止のため、区立公園・児童遊園等花見客が多い公園に、飲食を伴う長時間の滞在禁止看板を設置（花見対応）

時期	対象公園
3年3/5～4/30（第51回）	甘泉園公園、富久さくら公園、神田上水公園、落合公園、おとめ山公園、北柏木公園、新宿中央公園 計7公園



飲食を伴う長時間の滞在禁止看板の設置

- ・感染拡大防止のため、現地の利用状況及び対策本部会議決定に基づき、バスケットゴール等を設置している区立公園において利用を中止

時期	対象公園
2年 4/17～4/23（第19回）	【バスケットゴール】大久保公園、清水川橋公園 【フットサルコート】大久保公園
2年 4/24～6/30 (第21回、第25回、第31回) 3年 1/20～9/30 (第48回、第59回、第60回、 第63回、第64回)	【バスケットゴール】 大久保公園、みなみもと町公園、清水川橋公園、落合公園、百人町ふれあい公園、西戸山公園、北柏木公園、新宿中央公園 計8公園 【フットサルコート】 大久保公園

【利用中止処理】

- ・ゴールリング取外し
- ・柱に利用中止看板を設置



ゴールリング取外し



柱に利用中止看板

バスケットゴール等の利用中止の状況

- ・区対策本部会議における区有施設の利用制限等の決定に基づき、新宿中央公園フットサル施設について、利用自粛等を実施

時期	対応
2年 3/28～4/7 (第7回、第14回、第18回)	・利用自粛

2年4/8～6/30（第19回、第31回）	・利用中止
2年7/1～10/30（第33回）	・利用時間のルール変更による感染対策の実施
2年11/1～3年1/7	・感染対策実施の上、通常営業
3年1/8～10/24（第47回）	・利用時間を縮小（20時）し運営

- ・区対策本部会議における区有施設の利用制限等の決定に基づき、新宿中央公園でのイベント等について自粛

時期	対応
2年3月中旬（第7回）	・春まつりを中止
2年8月下旬（第35回）	
3年8月下旬（第63回）	・夏まつりを中止
3年3/5～9/30（第51回）	・水の広場でのイベントを自粛

- ・新宿中央公園について、区対策本部会議の決定に基づくジャブジャブ池の開設中止、大型複合遊具の使用中止

時期	対応
2年7月中旬～9月中旬（第35回）	
3年7月中旬～9月中旬 (第61回、第63回、第64回)	・ジャブジャブ池の開設中止
3年4/27～9/30 (第54回、第59回、第60回、第63回、第64回)	・大型複合遊具の使用中止



大型複合遊具の使用中止状況

- ・区内公衆喫煙所について、緊急事態宣言の発出等を受け、利用者の感染予防対策のため、閉鎖

時期	対象
2年 4/20～6/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿駅東口駅前広場公衆喫煙所</li> <li>・新宿駅西口駅前公衆喫煙所</li> <li>・西武新宿駅前公衆喫煙所</li> <li>・新宿駅東南口高架下公衆喫煙所</li> <li>・高田馬場駅前広場公衆喫煙所</li> </ul>
3年 5/18～11/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高田馬場駅前広場公衆喫煙所</li> </ul>



新宿駅東口駅前広場公衆喫煙所



新宿駅西口駅前公衆喫煙所



西武新宿駅前公衆喫煙所



高田馬場駅前広場公衆喫煙所

## 消毒作業

- 本庁舎等において感染者が確認された場合の対応【総務課】
  - ・2年3月上旬に、庁舎清掃業者が、①感染者の所属する部署の机・ロッカーなどを、次亜塩素酸ナトリウムを使用して直ちに消毒できる体制、②専門の委託業者が閉庁後から翌開庁時間までの間に全館消毒できる体制を整備

●通常時の消毒作業【総務課】

- ・2年3月上旬から、庁舎清掃業者が、開庁前の清掃作業において、全フロアのカウンター、記載台、エレベーターボタン、トイレ、階段及びエスカレーターの手摺などの消毒を実施

コ ラ ム

コロナ禍における特別出張所等区民施設の運営

～地域センターの利用中止、その後の利用再開～

～当事者の声～

(当時) 地域コミュニティ課長 石塚 俊一

令和2年2月に本格的感染拡大へとフェーズが急速にシフトし、3月に入ると集会施設等の利用を中止する区も増え、利用自粛要請に応じ空きとなった利用枠を他区の若者中心の団体が利用するという状況が発生し始めた。「いつまで開けているんだ。」といった声が現場や地域コミュニティ課に多く寄せられ、4月8日の利用中止まで担当はその対応に追われていた。

利用中止時に比べ、その後の利用再開時の調整は多岐にわたり時間を要した。とりわけ感染予防対策に関し、入館時の検温、手指消毒のほか、利用時に健康チェックリストの提出を求めることが将棋、囲碁、カラオケセットなど貸出備品の一つ一つに至るまで貸出の可否等集会施設を所管する他部署を含め細かく調整を行った。その際、利用後の室内消毒は施設職員が行うと整理したが、地域センターのみ、貸出区分の間隔が15分と短く現行人員で消毒しきれないため、同一時間帯に貸し出す部屋を半数に留めざるを得なかった。こうした様々な利用上の制約から、従前どおりの活動ができない団体もあり、再開当初は現場が最も利用者対応に苦労した時期であったと思う。その後もワクチン集団接種会場として利用するための臨時休館等、前例のないイレギュラーな運営が続いたが、その都度、管理運営委員会、同事務局及び利用者の理解・協力を得ながら、地域振興部一丸となり走り抜けた3年間であった。